

従業員の中長期的なキャリアアップに取り組む事業主を支援します！

従業員の中長期的なキャリアアップを支援するため、厚生労働大臣が専門的・実践的な教育訓練として指定した講座（専門実践教育訓練）を従業員に受講させる事業主に対する支援として、キャリア形成促進助成金（政策課題対応型訓練）に中長期的なキャリア形成コース及びキャリアアップ助成金（人材育成コース）に中長期的なキャリア形成訓練を創設しました。

職業に不可欠・重要な資格取得等につながる専門実践教育訓練を従業員に受講させ、将来にわたり従業員の安定的なキャリア形成を図るために、ぜひ、ご活用ください。

専門実践教育訓練とは

下記の教育訓練のうち、指定基準を満たしたものとして厚生労働大臣が指定した講座が対象となります。

◆ 業務独占資格・名称独占資格の取得を訓練目標とする養成施設の課程【訓練期間は1年以上3年以内】

業務独占資格

助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士、歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、はり師・きゅう師、柔道整復師、美容師、理容師、測量士、電気工事士、建築士、海技士、水先人、航空機操縦士、航空整備士

名称独占資格

保健師、調理師、栄養士、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士、製菓衛生師

◆ 専門学校の職業実践専門課程【訓練期間は2年】

専修学校的専門課程のうち、企業などとの連携により、最新の実務知識などを身に付けられるよう教育課程を編成したものとして文部科学大臣が認定したもの

◆ 専門職大学院【訓練期間は2年または3年以内】

高度専門職業人の養成を目的とした課程

※ 指定した講座は以下のホームページに掲載しています。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kouyou_roudou/shokugyounouryoku/careerFormation/kyouiku/

キャリア形成促進助成金（主に正規雇用の労働者に対して職業訓練などを実施した場合の助成）

[助成メニュー]

支給対象となる訓練	対象	訓練内容
① 政策課題対応型訓練		
①成長分野等人材育成コース	大企業・中小企業	健康・環境などの成長分野等での人材育成のための訓練
②グローバル人材育成コース		海外関連業務に従事する人材育成のための訓練 (海外の大学院、大学、教育訓練施設などで実施する訓練も含む)
③育休中・復職後等能力アップコース		育児休業中・復職後・再就職後の能力アップのための訓練
④中長期的キャリア形成コース		厚生労働大臣が専門的・実践的な教育訓練として指定した講座（専門実践教育訓練）
⑤若年人材育成コース	中小企業	採用後5年以内で、35歳未満の若年労働者への訓練
⑥熟練技能育成・承継コース		熟練技能者の指導力強化、技能承継のための訓練、認定職業訓練
⑦認定実習併用職業訓練コース		厚生労働大臣の認定を受けたOJT付き訓練
⑧自発的職業能力開発コース		労働者の自発的な能力開発に対する支援
② 一般型訓練	中小企業	政策課題対応型訓練以外の訓練
③ 団体等実施型訓練	事業主団体等	事業主団体などが行う、若年労働者への訓練や熟練技能の育成・承継のための訓練

[助成額・助成率] () 内は大企業の助成額・助成率

支給対象となる訓練		賃金助成 (1人1時間当たり)	経費助成	実施助成 (1人1時間当たり)
① 政策課題対応型訓練 ※上記④の中長期的キャリア形成コースを含む	Off-JT	800円(400円)	1/2(1/3)	-
	OJT(上記⑦)	-	-	600円
② 一般型訓練	Off-JT	400円	1/3	-
③ 団体等実施型訓練	Off-JT	-	1/2	-

※ 経費助成の支給限度額：①①～④は1人1コース当たり、15万円～50万円（大企業は10万円～30万円）

①⑤～⑧と②は1人1コース当たり、7万円～20万円 ③は1団体当たり、500万円

※ 1事業主の年間の支給限度額は500万円（認定職業訓練又は①⑦の場合には1,000万円）、1事業主団体等の年間の支給限度額は500万円





キャリアアップ助成金（人材育成コース）

（有期契約労働者等^{※1}に対して職業訓練などを実施した場合の助成）

[助成メニュー]

支給対象となる訓練	対象	訓練内容
一般職業訓練	大企業・中小企業	Off-JT ^{※2} により行う訓練
有期実習型訓練	大企業・中小企業	「ジョブ・カード」を活用したOff-JTとOJT ^{※3} を組み合わせて行う訓練
中長期的キャリア形成訓練	大企業・中小企業	厚生労働大臣が専門的・実践的な教育訓練として指定した講座（専門実践教育訓練）

※ 1 有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用の労働者（正規雇用の労働者以外の無期雇用労働者を含む）

※ 2 Off the Job Training : 生産ラインまたは就労の場における通常の生産活動と区別して業務の遂行の過程外で行われる（事業内または事業外の）職業訓練をいいます。

※ 3 On the Job Training : 適格な指導者の指導の下、事業主が行う業務の遂行の過程内における実務を通じた実践的な技能と、これに関する知識の習得についての職業訓練をいいます。

[助成額] () 内は大企業の助成額

支給対象となる訓練	Off-JT		OJT 実施助成 (1人1時間当たり)
	賃金助成 (1人1時間当たり)	経費助成（1人あたり） ※ 事業主が負担した実費が下記の額を下回る 場合は実費を限度として助成	
一般職業訓練	800円 (500円)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 訓練時間数が <ul style="list-style-type: none"> ・100時間未満の場合 10万円（7万円） ・100時間以上200時間未満の場合 20万円（15万円） ・200時間以上の場合 30万円（20万円） 	-
有期実習型訓練	800円 (500円)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 訓練時間数が <ul style="list-style-type: none"> ・100時間未満の場合 10万円（7万円） ・100時間以上200時間未満の場合 20万円（15万円） ・200時間以上の場合 30万円（20万円） 	700円 (700円)
中長期的キャリア形成訓練	800円 (500円)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 訓練時間数が <ul style="list-style-type: none"> ・100時間未満の場合 15万円（10万円） ・100時間以上200時間未満の場合 30万円（20万円） ・200時間以上の場合 50万円（30万円） 	-

留意事項

業務命令によって、従業員に対して中長期的キャリア形成コース及び中長期的キャリア形成訓練を受講させる場合、訓練経費を従業員に負担させた事業主は支給対象外となります。

従業員の申し出による自発的な中長期的キャリア形成コース及び中長期的キャリア形成訓練の受講を支援する場合、訓練実施期間中に負担した従業員の賃金及び経費が支給対象となります。